

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県労働基準協会定款第28条の規定に基づき、常勤の理事及び外部監事の報酬に関し必要な事項を定める。

(適用)

第2条 定款第24条第6項の適用を受ける役員については、役員給与として支給する。

2 外部監事の報酬は、職務従事に対する対価として支給するものとする。

3 外部監事が職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費については、職員旅費規定に準じて支給するものとする。また、手数料等については、実費弁償とする。

(給与)

第3条 役員の給与は次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 地域手当
- (4) 役員手当
- (5) 賞与

(支給基準)

第4条 役員給与の支給基準は次のとおりとする。

- (1) 基本給は、専務理事は299,100円以内、常務理事は288,400円以内とする。
- (2) 通勤手当は、実費を支給する。
- (3) 地域手当及び賞与は、職員が適用する給与規定に準じて支給する。
- (4) 役員手当は、専務理事にあつては月額70,000円以内、常務理事は50,000円以内とする。

(外部監事の支給基準)

第5条 外部監事の報酬は、1執務日20,000円とする。

(支給日及び支給方法)

第6条 給与の支給日及び支給方法は、職員就業規則に準じる。

(基本給の日割計算)

第7条 総会において常勤役員となった者は、その翌月の初日から俸給を支給する。

2 役員が退職し、又は死亡したときは、その日までの俸給を支給する。

3 前項の規定により俸給を支給する場合においては、日割りにより計算する。

(退職金)

第8条 常勤役員の退職金は、職員に係る退職金に関する規定に準ずる。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規程は、公益社団法人福井県労働基準協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年6月6日から施行する。